

損害賠償請求事件について

事案の概要

上告人（X）は、被上告人（Y1）に対し、同人が占有する不動産（本件不動産）の明渡しを求める訴訟を提起し、同訴訟において、Y1 に対し本件不動産の明渡しを命ずる判決がされ、その後、同判決は確定した。

Y1 は、弁護士である被上告人（Y2）を代理人として、上記確定判決による強制執行の不許を求めて請求異議の訴え（本件請求異議訴訟）を提起するとともに、民事執行法 36 条 1 項の強制執行の停止の申立て（本件執行停止の申立て）をしたところ、強制執行の停止を命ずる決定がされた。その後、**本件請求異議訴訟において請求を棄却する判決がされた。**

本件は、X が、**理由のないことが明らかな本件執行停止の申立てが不法行為に当たり、強制執行の停止により損害が生じたなどと主張し、民法 709 条に基づき、Y1、Y2 に対し、損害賠償を求める事案である。**

〔参考〕民事執行法 36 条 1 項

執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起があつた場合において、異議のため主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事実上の点について疎明があつたときは、受訴裁判所は、**申立てにより、終局判決において次条第 1 項の裁判をするまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで強制執行の停止を命じ、又はこれとともに、担保を立てさせて強制執行の続行を命じ、若しくは担保を立てさせて既にした執行処分を取消しを命ずることができる。（以下、略）**

原判決及び争点

◇ 原判決は、民事執行法 36 条 1 項の執行停止の申立ては、請求異議の訴えに付随してされるものであるから、**同項の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く場合に限り違法となり、請求異議の訴えについて請求棄却判決がされ、同項の強制執行の停止を命ずる裁判が取り消されたとしても、上記申立てをした者の過失は推定されない**として、X の請求をいずれも棄却すべきものとした。

◇ 最高裁における争点は、本件執行停止の申立てが不法行為を構成するか否かである。